

## キンバリー・プロセス証明制度の参加国等について

## 輸出注意事項17第30号・輸入注意事項17第61号 (17.12.14)

- 改正①輸出注意事項19第17号・輸入注意事項19第27号 (19.5.1)  
②輸出注意事項19第29号・輸入注意事項19第35号 (19.9.28)  
③輸出注意事項20第1号・輸入注意事項20第1号 (20.1.23)

「ダイヤモンド原石の輸出承認について」(平成14年12月27日付け平成14・12・20貿易第3号・輸出注意事項14第53号)記6及び「ダイヤモンド原石の輸入承認について」(平成14年12月27日付け平成14・12・18貿易第1号・輸入注意事項14第68号)記4で定めるキンバリー・プロセス証明制度に参加している国及び地域は、下記のとおりとなります。

なお、平成15年2月12日付け「(お知らせ)キンバリー・プロセス証明制度の参加国について」は廃止します。

## 記

アンゴラ、アルメニア、オーストラリア、バングラデシュ、ベラルーシ、ボツワナ、ブラジル、カナダ、中央アフリカ共和国、中華人民共和国、台湾、コンゴ民主共和国、コートジボワール、クロアチア、欧州共同体、ガーナ、ギニア、ガイアナ、インド、インドネシア、イスラエル、日本、大韓民国、ラオス、レバノン、レソト、リベリア、マレーシア、モーリシャス、ナミビア、ニュージージーランド、ノルウェー、ロシア、シエラレオネ、シنگapore、南アフリカ共和国、スリランカ、スイス、タンザニア、タイ、トーゴ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ベネズエラ、ベトナム、ジンバブエ